

だい かい がつ か  
第7回 (9月8日)

ちいきせいかつ ささ たいけい あ かた かいめい どう  
地域生活を支えるサービス体系の在り方について (1回目) 等

- しょうがいしゃ しえんひせいで たい またい ぐたいてき せいかつ れい だ たいおう  
障害者から支援費制度に対する期待や具体的な生活の例を出してもらい、対応の  
あ かた かんがえ よ  
在り方を考えると良いのではないか。
- じりつせいかつ りよう ぜんしんせいしょうがいしゃ ほんすう ひとりぐ どうきよ  
自立生活センターを利用している全身性障害者の半数は一人暮らしであり、同居  
しんぞく かいじょう ひと なか ひとりぐ きぼう つよ  
する親族から介助を受けている人の中でも一人暮らしへの希望は強い。また、  
ぜんしんせいしょうがいしゃ かいじょう ぜんたいかいじょう ひつよう ひと ひとりぐ ひと  
全身性障害者の介助サービスについて、全体介助の必要な人、一人暮らしの人、  
とうきょう おおさか きよじゅう ひと りようじかん なが  
東京や大阪に居住する人は利用時間が長い。
- しんたいしょうがいしゃ か じえんじょう しんたいかいご おお きぼう じぎょうしゃ しえんひ  
身体障害者は、家事援助よりも身体介護を多く希望している。事業者が支援費の  
たんか ひく おこな ふあん  
単価が低いサービスを行わないことが不安。
- とうしょ りよう ほんにん きぼう き  
当初のアセスメントで、サービスを利用しようとする本人の希望を聴き、サービ  
ていきょう おこな なか ほんにん のうりよく はあく みづか せいかつ ぶぶん ひ だ  
ス提供を行う中でより本人の能力を把握し、自らが生活できる部分は引き出し  
しえん かつち ばあい ちようせいやく  
ていく支援の形となる。その場合、ヘルパー、コーディネーターなどの調整役と  
れんけい ひつよう  
の連携が必要。
- じりつ む あ かた かんが ていきょう じゅうよう  
自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要。
- りよう きぼう こじん しきゅうりよう かんけい ちやくもく  
サービス利用を希望する個人のニーズと支給量の関係に着目し、ニーズをどれ  
たつせい もんだい じゅうよう  
くらい達成していくかという問題が重要。
- しきゅうりよう かんけい くわ じりつ けいけん しゃかいさんか ど あ  
サービス支給量とニーズとの関係に加え、自立の経験や社会参加の度合いとの  
かんけい しら ひつよう  
関係も調べる必要がある。
- しょうがいしゃ もと しきゅうりよう じゅうよう  
障害者のニーズに基づく支給量となっているかが重要であり、ケアマネジメン  
しゅほう そうごうてき しえん おこな たいせい じゅうよう  
トの手法により総合的な支援を行える体制とすることが重要。
- しょうがいしゃ う み しせい か ひつよう  
ケアマネジメントについて、障害者はこれまでの受け身の姿勢を変える必要があ  
るのではないか。
- こうれいしゃ そんげん ささ じつげん ちいき ほうかつてき  
高齢者の尊厳を支えるケアを実現するためには、地域における包括的なケアが  
ひつよう かぞくかいご ぜんてい きょたく せつけい しせつ あたら  
必要。また、家族介護を前提とせずに居宅サービスを設計すること、施設が新し  
きのう やくわり ちいき てんかい ひつよう  
い機能、役割を地域に展開していくことが必要。

- どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいた  
だく前提。また、介護保険制度は、ニーズが増大すればサービスを制約することな  
く伸ばし財源調整を行うこと、被保険者・負担者がお金が公正に使われているか、  
サービスの質を管理し、サービスがニーズに対応しているかのチェックが可能な  
仕組み。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、シ  
ステムを議論することが重要ではないか。
- 支援費制度における支援には、介護と社会参加の両面の要素があり、介護保険  
制度につながっていく要素もあるのではないか。また、従来の施設体系にとらわ  
れない形態を活用していく必要があるのではないか。
- 介護を得ながらも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者（チ  
ャレンジド）がおり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きてい  
けるようにするためにはどうすべきかを議論する必要がある。

だい かい がつ にち  
第8回 (9月30日)

ちいきせいかつ ささ たいけい あ かた かいめ とう  
地域生活を支えるサービス体系の在り方について (2回目) 等

- ホームヘルプサービスでは担えない送迎や一時預かりのニーズへの対応を、  
けんたん したんじぎょう おこな べんぎ ないよう みなお  
県単・市単事業で行っている。ホームヘルプサービスの便宜の内容の見直しが必要。  
ひつよう
- 支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ち  
しえんひ りよう よさん かぎ けいやく りようしゃ じぎょうしゃ はや ものが  
になっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の  
じぎょうしゃ とうめん あんていてきうんえい りえきかくほ いっぺいすう  
の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を  
りようしゃ かこ こ ていけいてき ていきよう りようしゃ りべんせい  
欠く危険性がある。  
か きけんせい
- 高齢者デイサービスの利用者は要介護度の低い者が利用するが、障害者デイサー  
こうれいしゃ りようしゃ ようかいごど ひく もの りよう しょうがいしゃ  
ビスは逆。デイサービスの利用に対するイメージの転換が必要。また、デイサー  
ぎゃく りよう たい てんかん ひつよう  
ビスの提供時間を確保するためには、送迎時間の長さがネックになっている。重度  
ていきようじかん かくほ そうげいじかん なが じゅうど  
の障害者や障害児に対するサービスを具体的にどのように充実させていくかを  
しょうがいしゃ しょうがいじ たい くだいてき じゅうじつ  
考える必要がある。  
かんが ひつよう
- 利用者のニーズに対応して、若年ヘルパー、男性ヘルパー、ガイドヘルパーの  
りようしゃ たいおう じゃくねん だんせい  
増員が重要。また、障害者がヘルパーを希望するのは、これまでできなかったこ  
ぞういん じゅうよう しょうがいしゃ きぼう  
とをできるようになりたいからであり、そこにはエンパワメントの視点が入ってく  
してん はい  
る。
- 入所施設と異なり、地域では生活の場と日中活動の場が別々になる。生活の幅の  
にゅうしょせつ こと ちいき せいかつ ば にちちゅうかつどう ば べつべつ せいかつ はば  
広がりに対応してサービスの層も厚くする必要がある。また、公助のみでニーズを  
ひろ たいおう そう あつ ひつよう こうじょ  
賄うことは、一人の施設、世界一小さい入所施設のようなもの。地域とのつなが  
まかな ひとり しせつ せかいいちい にゅうしょせつ ちいき  
りを実現するには、ケアマネジメントの手法を活用しながら、インフォーマルサー  
じつげん しゅほう かつよう  
ビスを加え、地域の力を活用し、地域を育てていく視点を取り入れることも重要。  
くわ ちいき ちから かつよう ちいき そだ してん と い じゅうよう
- サービスの利用者がどのような生活をしたいのかを基本にした介護であるべき。  
りようしゃ せいかつ きほん かいご  
また、私的サービスについて考えることも重要だが、住宅・交通など様々な社会  
してき かんが じゅうよう じゅうたく こうつう さまざま しゃかい  
政策を含めて障害者を取り巻く環境を考えることも必要。  
せいさく ふくめ しょうがいしゃ と ま かんきょう かんが ひつよう
- 市の予算の使い方を考慮する必要がある。ある地域では、重度の知的障害者に月  
し よさん つか かた こうりよ ひつよう  
200時間しかホームヘルプサービスを使っていないところがあり、これで地域  
じかん つか ちいき  
生活が維持できるか不安。レスパイトサービスよりもホームヘルプサービスを優先  
せいかつ いじ ふあん  
すべきではないか。  
ゆうせん

- 地域福祉ちいきふくしにおいて、従来のフォーマルサービスじゅうらいだけでなく、インフォーマルサービスふく ちいきしげん ゆうこう かつようを含む地域資源を有効に活用することが重要じゅうよう。
- 一般論いっぱんろんとして、自薦ヘルパー方式じせんは尊重ほうしきされるべきと考かんがえているが、資格しかくや費用ひようの支払い方法しはら ほうほうで不明瞭ふめいりようささを感じたケースかんがあったので、当事業所とうじぎょうしょでは断ことわったこともある。
- 新たなサービスあらを無理むりにつくって行いかなくても、現行げんこうのサービスの幅はばを広くしたり、柔軟性じゅうなんせいを増ましたりすることによっていろいろなことがカバーできるのではないか。
- 現行げんこうのサービスを前提ぜんていとせず、障害者向けしょうがいしゃむのサービスとは何なんなのかのサービス論ろんを議論ぎろんしていくことが必要ひつよう。
- ニーズとサービスの調整ちようせいの仕組みしくと、インフォーマルケアくを組み合わせあせて地域ちいきをつくっていくことを車くるまの両輪りょうりんとして組み上げく、それらをベースあに制度せいどを考かんがえていくことが必要ひつよう。

だい かい がつ か しりょう  
**第9回（10月14日）資料**

きょたくしえん じぎょう かん おも いけんとう  
**居宅支援3事業に関する主な意見等**

ぎろん ひつよう ぐたいてき  
**1. 議論が必要な具体的なニーズ**

<p>きょたくしえんぜんぱん  <b>(1) 居宅支援全般</b></p>
<p>にゅうしよせつ いちじきたくちゆう かいじよ しえん  <b>① 入所施設から一時帰宅中の介助といった支援</b></p> <p>いりようてき たい たいおう  <b>② 医療的ケアに対する対応</b></p>
<p><b>(2) ホームヘルプ</b></p>
<p>たと しっきん てんとう とつぱつてき お たい すみ たいおう  <b>① 例えば失禁、転倒、パニックといった突発的に起こることに対する速やかな対応</b></p> <p>じかんたいせい たいきしゃ きんきゆうはけん おこな きんきゆうかいじよはけん  <b>② 24時間体制で待機者がいて緊急派遣を行う緊急介助派遣のようなサービス</b></p> <p>しよくば がっこう かいじよ  <b>③ 職場や学校での介助</b></p> <p>たと じちたいんどくじぎょう ほうかご しょうがいじどうあず ばしよ むにんか  <b>④ 例えば、自治体単独事業としての放課後の障害児童預かりの場所や、無認可</b>  <b>作業所といった活動の場において、介護支援を担うスタッフが十分揃っていない</b>  <b>場合の身体介助等</b></p> <p>じゅうど ちょうかくしょうがいしゃ じょうほう たい しえん  <b>⑤ 重度の聴覚障害者について、情報、コミュニケーションに対する支援</b></p> <p>つうきん つうがくとう にちじょうてき こうじょうてき いどう たい しえん  <b>⑥ 通勤・通学等の日常的かつ恒常的な移動に対しての支援</b></p> <p>じへいしよしゃ たい いどうかいご みまも しえん  <b>⑦ 自閉症者に対する移動介護における見守りとしての支援</b></p> <p>いどうかいご こうきょうこうつうきかんいがい いどうしゆだん じ かようしゃとう  <b>⑧ 移動介護における、公共交通機関以外の移動手段（自家用車等）</b></p> <p>いどうかいご しゆくはく ともな がいしゆつ  <b>⑨ 移動介護における、宿泊を伴う外出</b></p> <p>ちょうふくしょうがいしゃ じょうほう しえん ぎろん ひつよう  <b>⑩ ろう重複障害者にこそ、情報・コミュニケーション支援について議論が必要。</b></p> <p>しかくしょうがいしゃ もっと ひつよう かん りようてつづ  <b>⑪ 視覚障害者に最も必要なガイドヘルプサービスに関して、利用手続きの</b>  <b>簡素化が必要。</b></p>
<p><b>(3) デイサービス</b></p>
<p>たと がっこう ほごしゃ しよくば じたくがい  <b>① 例えば学校からセンターへ、センターから保護者の職場へといった自宅外への</b>  <b>送迎</b></p> <p>しょうがい ちゅうがくせい こうこうせい ほうかご なつやす かん たいおう  <b>② 障害のある中学生や高校生の放課後や夏休みに関する対応</b></p>
<p><b>(4) ショートステイ</b></p>
<p>しせついがい うけいれ きょうどうさぎょう とう じゆたくさき だんりよくか  <b>① 施設以外での受入（共同作業やデイサービスセンター等）、受託先の弾力化</b></p> <p>つうしよせつ しゆくはく うけいれ  <b>② 通所施設における宿泊による受入</b></p>

## 2. その他

### (1) 地域生活支援に関する理念等

- ① これからの施策は、施設サービスから在宅サービスの充実へシフトさせることが必要
- ② 障害者のホームヘルプは、自宅における介護だけではなく、自立して社会で暮らすということをサポートすることである
- ③ 自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要
- ④ エンパワメントの視点が重要
- ⑤ 障害者の介助サービスは、障害者のニーズに応じて時間、対象、サービス内容の3つについて無制限であるべき
- ⑥ パーソナルアシスタント、ダイレクトペイメントの検討が必要
- ⑦ ホームヘルプサービスの国庫補助基準は、NPOを含め提供基盤が整備されている都市部のサービス状況と町村のサービス状況に格差があることから、一律の基準ではなじまない

### (2) 生活ニーズに応じたサービス提供の在り方

- ① 公的サービスを弾力的・柔軟的な運用をすることで利用者ニーズの多くに対応可能
- ② 公助のみでニーズを賄うことは、一人施設化（世界一小さい入所施設）。ケアマネジメントの手法を利用しながらインフォーマルサービスを加えるほうが、生活の幅に広がりができる
- ③ 現状で用意されている公的サービスの範囲を超えてニーズがある場合は、それを県や市町村に認識してもらい、欲しいサービスがなかったら作ってもらうよう活動しなければならない。
- ④ ホームヘルプサービスをはじめとする現行のサービスについては、当事者の生活ニーズに合ったサービスが提供できるよう、柔軟に実施できる仕組みが必要。
- ⑤ 制度の柔軟性は必要だが、納税者である国民が納得できる客観性や根拠を示し、合意を得ることが前提。
- ⑥ サービスメニューを固定して、それに縛られるよりも現状の大まかな枠で良いのではないか。なお、制度の柔軟性はケアマネジメントやサービス調整の仕組みとセットであることが必要。

(3) 財源の確保、サービス量の確保

- ① サービス提供事業者について、特に町村部について事業者の確保が必要
- ② 日常生活支援のサービスを提供する事業者数が少なくその確保が必要
- ③ 移動介護の単価は低いため、移動介護を行う事業者が少なく、その確保が必要
- ④ 地域に移行するためには、ショートステイ事業を増やすことが必要
- ⑤ ショートステイがないため、市の単独事業でグループホームの寮を使って対応している
- ⑥ 全身性障害者の居宅支援に関するニーズのうち、ホームヘルプサービスとして公的に提供すべき内容と範囲について検討し、市町村が行なう支給量決定の勘案基準等の策定を図ることが必要
- ⑦ ガイドヘルパーについて、身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断を含む最低限の基準を定めることが必要

(4) その他

- ① 障害者(児)の地域生活支援の在り方を検討するに当たっては、三障害を一体的に捉えることが必要であり、精神障害者の地域生活支援の検討会とも連携しながら進めるべき。
- ② 知的障害者本人も構成員に加えるなど、当事者の意見がより適切に反映されるよう運営上の工夫を行うべき。
- ③ サービスの在り方についての議論を深めるため、ワーキンググループを設けるなど、運営上の工夫を行うべき。

だい かい がつ にち しりょう  
第10回 (10月28日) 資料

しゅうろう す しえんしさく かん おも いけんどう  
就労・住まいの支援施策に関する主な意見等

しゅうろう  
(1) 就労

- ① チャレンジド(障害者)が自立して納税者となる社会をつくっていくことが望ましい。
- ② 介護を得ながらも働き、社会を支える側に回りたいと考えているチャレンジド(障害者)がおり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにはどうすべきかの議論が必要。
- ③ 視覚障害者向けの授産施設等や第3セクター方式による企業の開設の促進等、視覚障害者の雇用促進
- ④ 通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用の推進
- ⑤ 在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実
- ⑥ 障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進
- ⑦ 授産施設及び小規模作業所が、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。
- ⑧ 障害者が一人しかいないような小規模の職場におけるコミュニケーションの支援が不十分。家族や地域との調整などを行う生活支援の機能が必要。
- ⑨ 介護を受けながら働ける人と、働きたくても働くことが困難な人とを分けて議論すべき。
- ⑩ 介護を受けながらも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者が多い。単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにはどうすべきかを議論することが必要。
- ⑪ 「入れ物・器」の議論ではなく、例えば、福祉的就労から一般雇用へ移行させるシステムをどのように構築するかといった「機能」の議論をすべき。
- ⑫ 障害者が働くことを行政の力だけでなく、その可能性を広げようと活動する者と企業の参画により支援することが必要。



⑬ <sup>しよくぎょう</sup>職業リハビリテーションにより、<sup>いっばんこよう</sup>一般雇用や<sup>ふくしこうじょう</sup>福祉工場での<sup>こよう</sup>雇用につなげていくことが求められており、<sup>もと</sup>施設の<sup>しせつ</sup>多様な<sup>たよう</sup>実態<sup>じったい</sup>を<sup>ふ</sup>踏まえ、<sup>いっばんこよう</sup>一般雇用と<sup>ふくしてきしゅうろう</sup>福祉的就労の<sup>せんび</sup>線引きを<sup>かんが</sup>考え直<sup>なお</sup>すことが<sup>ひつよう</sup>必要。

## (2) <sup>す</sup>住まい

- ① <sup>ちようふくしょうがいしゃ</sup>ろう重複障害者が<sup>りよう</sup>利用できるような<sup>ふくし</sup>福祉ホームの<sup>きせい</sup>規制緩和や<sup>うんよう</sup>運用の<sup>み</sup>見直し
- ② <sup>じゅうしょうしんしんしょうがいしゃふくし</sup>重症心身障害者福祉ホームの<sup>そうせつ</sup>創設
- ③ <sup>せわにん</sup>グループホームの<sup>ぎょうむ</sup>世話人の<sup>しつ</sup>業務と<sup>こうじょう</sup>質の向上
- ④ <sup>おほ</sup>グループホームにおいてより<sup>しえん</sup>多くの<sup>ひつよう</sup>支援を<sup>もの</sup>必要とする者（<sup>じゅうどしょうがいしゃ</sup>重度障害者）への<sup>たいおう</sup>対応の<sup>ひつようせい</sup>必要性
- ⑤ <sup>しんたいしょうがいしゃむけ</sup>身体障害者向けの<sup>せいで</sup>グループホーム<sup>そうせつ</sup>制度の創設
- ⑥ <sup>みんかん</sup>民間の<sup>こうえいじゅうたく</sup>アパートや<sup>しょうがいしゅべつかん</sup>公営住宅について、<sup>にゅうきょようけん</sup>障害種別間の<sup>たんしん</sup>入居要件（<sup>せいかつ</sup>単身<sup>か</sup>生活の<sup>か</sup>可否等）の<sup>かくさ</sup>格差の<sup>ぜせい</sup>是正
- ⑦ <sup>みんかん</sup>グループホームや<sup>せいかつ</sup>民間のアパートに<sup>しょうがいしゃ</sup>生活する<sup>やちんほじょ</sup>障害者への<sup>ちいき</sup>家賃補助
- ⑧ <sup>おやな</sup>親亡きあとの<sup>とうじしゃ</sup>当事者の<sup>いえ</sup>家を<sup>かつよう</sup>グループホームとして<sup>ちいき</sup>活用するなど、<sup>しげん</sup>地域の<sup>ゆうこう</sup>資源を<sup>かつよう</sup>有効に<sup>せいかつ</sup>活用していけば<sup>こんきょ</sup>生活の<sup>しゃかいさんか</sup>根拠ができ、<sup>ひつよう</sup>社会参加につながる
- ⑨ <sup>しせつ</sup>施設から<sup>ちいき</sup>地域への<sup>なが</sup>流れを<sup>ぐたいてき</sup>具体的に<sup>お</sup>押し進<sup>すす</sup>めるための<sup>とりく</sup>取組みとして、<sup>ひつよう</sup>グループホームの<sup>せいび</sup>整備を<sup>いっそうすす</sup>一層進<sup>ひつよう</sup>めていくことが<sup>ひつよう</sup>必要。

だい かい がつ か しりょう  
第11回(11月14日)資料

そうだんしえん かん おも いけんとう  
相談支援、ケアマネジメントに関する主な意見等

しょうがいしゃきほんけいかくおよ しょうがいしゃ いち  
1. 障害者基本計画及び障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

しょうがいしゃきほんけいかく いち  
(1) 障害者基本計画における位置づけ

- ①身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して総合的な運営を図る。
- ②市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

しょうがいしゃ いち  
(2) 障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

- ①障害者の地域生活を支援する観点から、障害者ケアマネジメントを活用した相談支援が重要である。
- ②障害者ケアマネジメントは、市町村が自ら実施するか、都道府県及び市町村が委託している相談支援事業において実施する。
- ③障害者ケアマネジメントは、福祉事務所、更生相談所、保健所及び精神保健福祉センターにおける相談業務においても活用すべきである。

ぎろん ひつよう かんが じこう  
2. 議論が必要と考えられる事項

- ①支援費制度の円滑な運営と障害者の地域の中での自立生活の一層の促進が図られるよう、相談支援及び地域生活支援体制の拡充について支援をすることが必要。
- ②関係者のケアマネジメントへの認識は低く、相談事業も障害種別ごとに行われているなど相談支援に関する取り組みが不十分。
- ③障害者ケアガイドラインの趣旨に沿って、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を行っている地域が少ない。
- ④障害者福祉におけるケアマネジメントの位置づけについてどう考えるか。また、支援費の支給申請・支給決定と相談支援、ケアマネジメントの関係についてどう考えるか。
- ⑤相談支援を行う事業者は、中立的な立場でケアマネジメントに携わることが望ましい。

- ⑥ケアマネジメントの実施主体じっししゆたいはどうあるべきか。
- ⑦ケアマネジメント従事者じゆうじしゃを資格化しかくかする必要があるひつようのではないか。
- ⑧障害者しょうがいしゃケアマネジメントも、介護保険制度かいごほけんせいどにおけるケアマネジメントと同様にどうよう事業として位置いちづける必要があるひつようのではないか。
- ⑨セルフケアマネジメントについてどう考えるかんがべきか。
- ⑩地域ちいきにおけるサービスの現状げんじょうの把握はあくや社会資源しゃかいしげんの開発かいはつ、改善等かいぜんとうを行うサービス調整おこなの仕組みしきや位置いちづけをどう考えるかんがべきか。
- ⑪サービス事業所じぎょうじよを持たない相談支援機関も そうだんしえんきかんは、経営面けいえいめんでの安定性あんていせいについて懸念けねんがある。
- ⑫ケアマネジメントについて、高齢者こうれいしゃと障害者しょうがいしゃとの違いちがや、身体障害者しんたいしょうがいしゃと知的障害者ちてきしょうがいしゃとの違いちがを強調きょうちようするのではなく、個々こが違ちがうことを前提ぜんていに考えることかんがが必要ひつよう。

サービス供給を支える基盤(財源、人材面)に関する主な意見等

1. 財源

- ①ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスについて、国の責任において財源を確保し、二分の一相当額を確実に市町村に助成するべき。
- ②障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべき。
- ③施設から在宅への流れを、具体的にどのように構築していくかが重要。その際、厳しい財政状況や施設入所者と在宅生活者の負担のアンバランスがある中で、限られた財源の配分を工夫することが重要。
- ④財源とサービスをどう融合させるかを考えることがこの検討会では必要。その人らしい自立した生活を支える、という理念に異論はなく、サービスの在り方論も長い間議論してきた。それを支える財源が問題。
- ⑤地方分権化の流れの中での障害者施策における国や都道府県の役割、介護保険との関係等も本検討会において議論が必要。
- ⑥支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- ⑦今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮すると、今後、その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まされず、抜本的な制度の見直しが必要。
- ⑧財源の仕組みとして、介護保険を乗り越えてきた自治体の力を信じ、自治体が持てる力を発揮できるような仕組みとする必要があるのではないか。
- ⑨どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいたたく前提。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、システムを議論することが重要ではないか。
- ⑩サービスの充実及び財源の確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見直しの議論の中で、十分な議論をすべき。

- ⑪ <sup>かいごほけんせいど</sup>介護保険制度の<sup>みなお</sup>見直しに併せて<sup>あわ</sup>支援費制度の<sup>しえんひせいど</sup>移行の<sup>いこう</sup>議論をする<sup>ぎろん</sup>ことは<sup>じ</sup>時期尚<sup>しきしょうそう</sup>早。
- <sup>しょうひぜい</sup>消費税も<sup>ふく</sup>含めて<sup>くに</sup>国の<sup>ざいげん</sup>財源の<sup>あ</sup>在り方<sup>かた</sup>について<sup>ぎろん</sup>議論の<sup>たいしょう</sup>対象にすべき。
- ⑫ <sup>くに</sup>国は、<sup>きょたくせいかつしえんひ</sup>居宅生活支援費の<sup>よさん</sup>予算を<sup>しせつくれんどうしえんひ</sup>施設訓練等支援費と<sup>どうよう</sup>同様に<sup>ぎむてきけいひ</sup>義務的経費にすべき。

## 2. 人材

### (1) 量の確保

- ① <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>ホームヘルプサービス</sup>を<sup>にな</sup>担う<sup>ヘルパー</sup>が<sup>ふそく</sup>不足している。特に、<sup>とく</sup>男性<sup>だんせい</sup>ヘルパーや<sup>ガイドヘルパー</sup>の<sup>かくほ</sup>確保が<sup>こんなん</sup>困難である。
- ② <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>ケアマネジメント</sup>従事者が<sup>じゅうじしゃ</sup>不足している。
- ③ <sup>ちょうかくしょうがいしゃ</sup>聴覚障害者、<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>視覚障害者<sup>たい</sup>に対する<sup>じょうほう</sup>情報・<sup>しえん</sup>コミュニケーション<sup>あ</sup>支援に<sup>もの</sup>当たる者、<sup>そうだんいん</sup>相談員が<sup>ふそく</sup>不足している。
- ④ <sup>こ</sup>個々の<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>ニーズ</sup>に<sup>そくおう</sup>即応できる<sup>ちいき</sup>地域の<sup>サービス</sup>資源として、<sup>しげん</sup>ボランティアの<sup>いっそう</sup>より一層の<sup>かくほ</sup>確保が<sup>ひつよう</sup>必要である。
- ⑤ <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者は、<sup>それぞれ</sup>それぞれの<sup>こじん</sup>個人に<sup>かいごしゃ</sup>あった<sup>ひつよう</sup>介護者を<sup>必要</sup>としており、<sup>いっせいの</sup>これに一律の<sup>ヘルパー</sup>資格を<sup>あ</sup>当ては<sup>め</sup>るべきではない。

### (2) 質の確保

- ① <sup>しょうがい</sup>障害の<sup>じゅうどか</sup>重度化や<sup>たようか</sup>多様化が<sup>すす</sup>進む中で、<sup>なか</sup>支援に<sup>しえん</sup>当たる者の<sup>あ</sup>専門性や<sup>もの</sup>支援技術の<sup>せんもんせい</sup>向上<sup>しえんぎじゆつ</sup>の<sup>こうじょう</sup>向上のために、<sup>しえん</sup>支援に<sup>あ</sup>当たる者や<sup>もの</sup>事業者の<sup>じぎょうしゃ</sup>努力と、<sup>どりよく</sup>行政の<sup>ぎょうせい</sup>支援が<sup>しえん</sup>必要である。
- ② <sup>まどぐち</sup>窓口となる<sup>しちようそんしよくいん</sup>市町村職員<sup>せんもんてき</sup>の<sup>ちしき</sup>専門的知識・<sup>けいけん</sup>経験が<sup>かくほ</sup>確保される<sup>ひつよう</sup>必要がある。
- ③ <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>ケアマネジメント</sup>従事者の<sup>じゅうじしゃ</sup>資質の<sup>ししつ</sup>向上を<sup>こうじょう</sup>継続的に<sup>けいぞくてき</sup>進めるべきである。
- ④ <sup>しえん</sup>支援に<sup>あ</sup>当たる者の<sup>もの</sup>サービスの<sup>しつ</sup>質を<sup>たんぽ</sup>担保する<sup>うえ</sup>上で、<sup>だいさんしゃひょうか</sup>第三者評価を<sup>すす</sup>進める<sup>ひつよう</sup>必要がある。
- ⑤ <sup>ヘルパー</sup>の<sup>しつ</sup>質の<sup>ひょうか</sup>評価は、<sup>とうじしゃ</sup>当事者が<sup>ま</sup>決めるべきである。
- ⑥ <sup>とうじしゃ</sup>当事者による<sup>ヘルパー</sup>養成の<sup>ようせい</sup>プロセスも、<sup>せんもんせい</sup>専門性として<sup>ひょうか</sup>評価するべきである。

【参 考】

「障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会」の開催状況

5月26日 (第1回)	○障害者(児)の地域生活支援施策の現状 ○今後の進め方について
6月9日 (第2回)	○委員からの意見発表(1回目)
6月24日 (第3回)	○委員からの意見発表(2回目)
7月17日 (第4回)	○関係者からのヒアリング(1回目) 重症心身障害児(者)関係 知的障害者本人 地域ケア・ネットワークの実践例(滋賀県) ○データ収集の進め方について(1回目)
7月30日 (第5回)	○関係者からのヒアリング(2回目) 自閉症関係 地域ケア・ネットワークの実践例(横浜市、北信圏域) ○データ収集の進め方について(2回目)
8月26日 (第6回)	○関係者からのヒアリング(3回目) 海外の動向(米、スウェーデン、英、独)
9月8日 (第7回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について(1回目) ○高齢者介護研究会報告書について(報告) ○平成16年度概算要求について(報告)
9月30日 (第8回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について(2回目) ○支援費制度の施行状況調査(抽出調査分の報告)
10月14日 (第9回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について (3回目、ホームヘルプサービス等居宅支援サービスについて)
10月28日 (第10回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について (4回目、就労、住まい等の施策について) ○居宅生活支援サービスの利用状況調査(報告)
11月14日 (第11回)	○平成15年度ホームヘルプ予算の執行について(報告) ○サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について ○地方3団体からのヒアリング(1回目、全国知事会)
11月26日 (第12回)	○サービス供給を支える基盤の在り方について ○地方3団体からのヒアリング(2回目、全国市長会、安芸たかた広域 連合(全国町村会推薦))
12月12日 (第13回)	○今後の検討会の進め方等